

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和4年1月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100099号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100050号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年4月までの標準報酬月額については、18万円から41万円とする。

平成29年9月から平成30年4月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成30年5月1日から令和元年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年5月から同年8月までの標準報酬月額については18万円から41万円、同年9月から平成31年4月までの標準報酬月額については32万円から41万円とする。

平成30年5月から平成31年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年5月から平成31年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成30年11月1日から令和元年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年11月から平成31年4月までの標準報酬月額については、50万円とする。

なお、平成30年11月から平成31年4月までの訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA社における令和元年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年5月から同年8月までの標準報酬月額については、32万円から50万円とする。

なお、訂正請求日(令和3年6月14日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である令和元年5月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

## 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

私の A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際の支給額よりも低額で記録されていることが分かった。その後、請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 1 日までの期間について、事業主から提出された賃金台帳（写）（以下「賃金台帳（写）」という。）、請求者から提出された給与支払明細書（写）（以下「給与支払明細書（写）」という。）及び事業主の陳述により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 29 年 \* 月 \* 日から平成 30 年 \* 月 \* 日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われな旨定められていることから、平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の平成 29 年 9 月から平成 30 年 4 月までの標準報酬月額については、賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）において確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、41 万円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、平成 30 年 5 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間について、賃金台帳（写）、給与支払明細書（写）及び事業主の陳述により、請求者の平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月までの本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額を超えていることが

認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月までの標準報酬月額については、賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を年金事務所に対して提出しておらず、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成 30 年 11 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間について、賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、50 万円であり、上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 30 年 11 月から平成 31 年 4 月までの標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 2 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、令和元年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日（令和 3 年 6 月 14 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間である。

賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）により、請求者の令和元年 5 月から同年 8 月までの本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、令和元年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、賃金台帳（写）及び給与支払明細書（写）により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から 50 万円とすることが必要である。